

保護者様

筑西市教育委員会

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」への加入について

筑西市教育委員会では、小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆さまに対して行う制度です。

加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意が必要となりますが、在校生につきましては、昨年度に卒業までの期間で同意書を頂いております。

教育委員会としましては、在学する児童生徒全員に引き続き卒業までご加入いただきたいと考えております。

つきましては、このまま継続してご加入いただける場合には、**毎年、掛金をお支払いいただくこととなります。お支払いにつきましては、諸会計とあわせて口座引落としとさせていただきます。** よろしくお願いたします。

## 記

- 1 掛金（年額） 保護者負担分 **550円**（このほか市で385円負担しております。）

※掛金は年度により変更になる場合があります。

- 2 給付対象・給付額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が <b>5,000円以上</b> のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は療養に伴って要する費用として加算される分）
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が <b>5,000円以上</b> のものうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分されるもの	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学(園)中の災害の場合は半額]
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合は半額]
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合は半額]
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円 [通学(園)中の場合も同額]

- 3 学校の管理下の範囲

各教科や学校行事などの授業中・部活動などの課外指導中・休憩時間中・通学(園)中のすべてを含みます。

※学校の管理下において発生した災害（負傷等）に関しましては、マル福制度・はぐくみ医療費制度を利用せずに受診料等の支払いをしてください。